

2026年6月

お客さま各位

株式会社武蔵野銀行

## 投資信託に係る交付書面の原則電子化に伴う関連規定の改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、2026年8月より、個人のお客さまへ交付している投資信託の取引等に関する書面を、原則としてデジタル（電子交付）で提供する方式へ変更いたします。これにあわせて、下記のとおり改定いたします。

今後も引き続きお客さまの利便性向上につながる質の高いサービスを提供してまいります。

記

### 1. 改定日

2026年8月7日（金）

### 2. 対象となる規定

(1) おさしのインターネットバンキング利用規定

詳細は[こちら](#)をご覧ください。

(2) 「電子書面交付サービス利用規定」を「投資信託取引に関する電子交付規定」に改称し改定

詳細は[こちら](#)をご覧ください。

### 3. 本件に関するお問い合わせ先

ご不明点等は、お取引店にお問い合わせください。

以上